

平成30年度諮問第1号

平成31年度答申第1号

令和元年5月31日

海老名市教育委員会 殿

海老名市情報公開審査会

会 長 鴨志田 勝則

海老名市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年3月18日付けで海老名市教育委員会から行われた次の諮問について、
別紙のとおり答申する。

諮問内容

平成31年1月30日付けで海老名市教育委員会が行った行政文書一部公開決定に対する審査請求について

審査請求人が平成31年2月6日付けで提起した処分庁海老名市教育委員会による平成31年1月30日付け行政文書一部公開決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却する。

第2 本件処分の概要

1 本件処分の経緯

- (1) 平成31年1月16日、審査請求人は行政文書公開請求書を提出し、処分庁が同日付で受理した。
- (2) 平成31年1月30日、処分庁は、行政文書一部公開決定を行った。
- (3) 平成31年2月6日、審査請求人は審査請求書を提出し、処分庁が同日付で受理した。

2 本件処分の内容

(1) 公開請求内容

平成30年度12月補正予算 市立図書館指定管理料 債務負担行為要求時の参考資料

(2) 非公開とした部分の概要

処分庁は、公開請求文書に記載されている次の事項について、非公開とした。

ア 情報公開条例第7条第2号イに該当するものとしたもの

平成29年度指定管理業務の実施における実績額（収支決算額）のうち、中央図書館と有馬図書館の実績額及び科目ごとの内訳金額については、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件

を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」として、非公開事項とした。

イ 情報公開条例第7条第4号イに該当するものとしたもの

処分庁は、次の（ア）ないし（オ）については、指定管理者との基本協定締結前であり、今後の基本協定等締結に際して、提案内容の導入可否や金額に関して、処分庁が指定管理者と交渉を行う事項であることから、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国等又は独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」として、非公開項目とした。

（ア） 債務負担行為額の年度ごとの金額のうち中央図書館と有馬図書館の内訳

（イ） 指定管理者が次期の中央図書館及び有馬図書館の指定管理業務を実施するに当たり、新たに提案した事項並びに当該提案事項に要する金額及び年度ごとの内訳

（ウ） 債務負担行為額（通常の指定管理料に関するもの）と新規提案事項の金額（債務負担行為額に含まれない単年度予算で計上されるもの）を合算した金額及び年度ごとの内訳

（エ） 事業者から提案された中央図書館と有馬図書館のサービス向上提案のうち、市が導入の可否を記載した部分

（オ） 有馬図書館・門沢橋コミセン大規模改修に伴う導入機能のうち市が導入の可否を記載した部分

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件処分に係る行政文書の全部公開を義務付ける裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

（1） 審査請求人が海老名市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第

6条の規定に基づき公開を請求した行政文書は、市立図書館の指定管理料に関する債務負担行為の予算要求に際して処分庁から海老名市長の財務当局に対して提出された参考資料（以下「本件請求文書」という。）である。

- (2) 当該債務負担行為に関する予算については、平成30年第4回海老名市議会定例会において既に議決されているものである。また、同定例会において、当該債務負担行為に係る市立図書館の指定管理者の指定についての議案審査が行われ議決されている。以上の理由から、本件請求文書については、公にされるべき情報である。
- (3) 処分庁は、本件処分の「公開しない部分及び理由」において、「指定管理者と交渉中の事項であり、当該情報が開示されることで市に不利益が生ずる可能性があるため」と記載している。しかしながら処分庁は、海老名市議会における指定管理者指定の議案審議の際に、債務負担行為金額や指定管理者からの提案事項について公の場で説明を行っている。以上のことから、本件請求文書を全部公開しない理由については、正当性がない。
- (4) 処分庁が本件処分において非公開としている部分に、平成29年度の指定管理料の実績についても含まれている。しかしながら、当該部分は、平成30年第3回海老名市議会定例会での審議を経て決算認定がされているものであり、非公開にすべき理由がないものである。以上の理由から、処分庁は、条例の適用を誤っており、違法である。

第4 処分庁の弁明の要旨

1 処分庁の弁明の趣旨

処分庁が行った本件処分に違法又は不当はないので、本件審査請求を棄却するとする裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由に対する弁明

(1) 審査請求の理由(1)及び(2)に対して

ア 審査請求人は、本件公開文書については、①市立図書館の指定管理料に関

する債務負担行為の予算要求時に教育委員会当局から財務当局へ出された参考資料であること、②2018年第4回定例会において既に議決されている内容であること、③同定例会において市立図書館の指定管理者の指定に係る議案審査がすでに行われ議決されていることを理由として、「公になされるべき情報」である旨主張している。

イ この主張のうち、①及び③については事実であるが、②については事実ではない。本件公開文書に関する予算について海老名市議会が議決した内容は、5年間の指定管理料の総額及び年度ごとの上限額のみであって、本件公開文書において非公開情報とした人件費、図書館運営費、システム費等の内訳に関する内容は議決されていないし、議会審議においても、市長は、議会に対して提出をしていない。よって、議決されている内容であるからこれを基に公開すべき情報であるとする審査請求人の主張には、理由がない。

ウ なお、本件公開文書において非公開とした内訳の部分は、指定管理者と締結する基本協定及び年度協定において市が負担する金額の上限を示すものである。実施機関は、指定管理者となるものと、今後詳細な内容を交渉により決定し、平成31年4月1日付で協定を締結する。実施機関が指定管理者に対して支払う金額に関しても、その交渉の中で決定するものである。仮に協議締結前に、各項目の費用の上限を公表すれば、交渉によって市に有利な条件で協定を締結することに支障がでるものであるため、市に不利益が生じる情報であるから、本件公開文書において非公開とした内訳の部分については、公にすべき情報ではない。

エ 以上のことから、本件請求文書が公にされるべき情報であるとする審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求の理由(3)に対して

ア 審査請求人は、処分庁が指定管理者指定の議案審議の際に債務負担行為金額や指定管理者からの提案事項について公の場で説明を行っているため、本件非公開箇所の非公開理由である「指定管理者と交渉中の事項であり、当該

情報が開示されることで市に不利益が生ずる可能性があるため」について、正当性がない旨主張している。

イ しかしながら、処分庁が平成30年第4回海老名市議会定例会における指定管理者指定の議案審議の際に行った説明事項は、指定管理者選定委員会の審議内容、指定管理料積算の際の計算方法等債務負担行為の額等についてである。本件請求文書に記載されている具体的な金額についての説明は行ってない。また、提案事項についても、一部の提案された事項について説明を行ったが、提案事項を採用するかどうかは、協定締結に向けて指定管理者との交渉の中で金額等を精査しながら決定する事項であることから、採否について説明を行ったものではない。

ウ 以上のことから、本件請求文書の非公開箇所に関する内容説明を、処分庁が公の場で説明した事実はなく、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求の理由(4)に対して

当該非公開部分については、今回の審査請求を受け再度処分庁で検討した結果、情報公開条例の趣旨を鑑み公開することが適切であると判断したため、行政文書一部公開決定の変更決定(平成31年3月11日付教育委員会指令第23号)により公開した。

第4 審査会の判断

1 理由

(1) 情報公開条例第7条第2号イの該当性について

処分庁が情報公開条例第7条第2号イに該当するものとして非公開とした部分については、処分庁によって、既に処分が取り消されて公開されている。よって、審議対象としない。

(2) 情報公開条例第7条第4号イの該当性について

ア 情報公開条例第7条第4号イでは、市の機関が行う事務又は事業に関する

情報のうち、公にすることにより、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国等又は独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を、非公開情報とすることを規定している。

イ 事務又は事業の実施に関する情報の中には、①「公にすることにより当該事務又は事業を実施する意味を喪失するもの」、②「経費が著しく増大するもの」、③「特定の者に不当に利益を与えるもの」等が含まれている場合がある。この場合に、当該部分を公開することにより生じる支障が、処分庁にとって「不当」と判断できる場合については、事務又は事業の公正又は円滑な実施を確保する観点から、非公開とすることを規定しているものである。

ウ この規定に基づいて、処分庁は、指定管理者との基本協定等締結に際して提案内容の導入可否や金額に関して交渉を行う事項について記載した部分を、非公開情報としたものである。

エ 当審査会は、これらを踏まえ、次のとおり、情報公開条例第7条第4号イの該当性を判断した。

(ア) 本件請求文書は、処分庁が、債務負担行為に関する補正予算を市財務当局に要求する際に作成した参考資料である。当該資料に記載されている内容は、指定管理料の上限である債務負担行為の金額の算定根拠として、指定管理者の提案内容を参考に市が積算した金額である。金額や指定管理業務の採否について、指定管理者との合意に基づき作成したものではない。

(イ) 市は、平成31年4月1日から市立図書館及び有馬図書館に併設された門沢橋コミュニティセンターにおいて指定管理者による施設の管理運営を実施するために、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者の指定及び同法第214条に基づく指定管理料の上限額を定める債務負担行為の額について議会の議決を得た。

(ウ) 処分庁は、当該議決の後、指定管理者と、指定管理に関する協定を締結することとなる。この際、処分庁は、指定管理者の選定の過程において指定管理者が提案した指定管理業務の導入可否や費用等について、指定管理

者と交渉して指定管理業務の詳細や指定管理料を決定し、協定を締結するものである。

(エ) 当審査会では、処分庁が費用対効果を考慮した指定管理業務の採否や費用に関する事項についての交渉を実施することにより、コスト縮減の効果が得られる余地があると判断した。

(オ) 本件処分において処分庁が非公開とした部分を、協定の締結前に公開すると、本来指定管理者との交渉により可能であるコスト縮減の効果を達成できなくなる可能性がある。そうなった場合、公開によって生じる支障は処分庁にとって不当と判断できるものである。

オ 以上の理由から、当審査会は、処分庁が情報公開条例第7条第4号イに該当するものとして非公開とした部分について、協定の締結前に限っては、①「公にすることにより当該事務又は事業を実施する意味を喪失するもの」、②「経費が著しく増大するもの」に該当するものと判断した。

2 結論

以上により、本件処分に違法は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。よって、当審査会は、第1に記載のとおり答申する。